

令和7年5月30日

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 出 村 光
同 上 野 仁 志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課
- 2 監査実施日
令和7年4月25日
- 3 監査結果の公表日
令和7年4月25日（平塚市監査委員公表第11号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行される前の個人情報取扱特記事項を添付した契約書のほか、平塚市個人情報保護条例の廃止を反映していない契約関連書類が複数あった。また、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 平塚市個人情報保護条例の廃止及び個人情報取扱特記事項についての認識不足が、今回の指摘事項になったことから、対象の3課内全員にメール及び紙媒体（回覧）により周知し、内容を再確認しました。 また、今後は契約する受注者に対して、個人情報取扱特記事項に規定する報告を契約時に求めます。

以 上